

参 考 資 料

第117号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立駐車場）	2
第118号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立箕面文化・交流センター）	13

箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場の指定管理に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）とサイカパーキング株式会社（以下「乙」という。）は、箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場（以下「駐輪場」という。）の指定管理に関して、次のとおり協定を締結する。

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、本協定、指定期間内の各事業年度における必要な事項について別に定める協定（以下「年度協定」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令、条例、規則及びその他関係規程に定めるところに従い、信義に従い、誠実にこれを履行し、駐輪場が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行う駐輪場は、次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立かやの第一駐輪場	箕面市西宿一丁目3番
箕面市立かやの第二駐輪場	箕面市萱野二丁目5番
箕面市立かやの第三駐輪場	箕面市萱野四丁目3番

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって駐輪場を管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、次のとおりとする。

名 称	指定管理期間
箕面市立かやの第一駐輪場	令和7年3月末までの日で甲が決定した供用開始日から令和9年3月31日まで
箕面市立かやの第二駐輪場	令和6年3月23日から令和9年3月31日まで
箕面市立かやの第三駐輪場	

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（業務の範囲等）

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 箕面市立駐車場条例（平成25年箕面市条例第17号。以下「駐車場条例」という。）第6条第2項第1号及び第2号に定める業務
- (2) 甲及び甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
- (3) 災害時の対応に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項の業務（以下「業務」という。）は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に

従い行うものとする。

- 3 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、仕様書の一部を改正することができる。

(第三者への委託)

第5条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第15条第1項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(緊急時の対応)

第7条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、管理業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより箕面市災害対策本部を設置したときは、甲の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言がなされたときは、乙は、同条の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(情報公開、文書の管理等)

第8条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に駐輪場の管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第9条 乙は、指定管理業務を行う際の個人情報の取扱いについては、市が講ずる安全管理措置を準用することとし、死者に関する情報の取扱いについては、市に準じた対応を行うこと。

(原状変更等の承認)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲にその旨を申し出て、甲の承認を得なければならない。

- (1) 管理物件の原状を変更しようとするとき。
- (2) 施設、設備等を改良しようとするとき。
- (3) 新たに設備を設けようとするとき。

(甲による備品の貸与)

第11条 甲は、別途作成する「貸与備品台帳」に記載する備品を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品の帰属)

第12条 前条第1項の備品は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品は業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品に係る権利を譲渡し、又は当該備品を貸与してはならない。

(乙による備品の購入)

第13条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙が購入した備品は、乙に帰属するものとし、第11条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

(乙による修繕の実施)

第14条 乙は、緊急時を除き、甲と協議した上で修繕を実施するものとする。また、この場合の修繕に伴う施設及び施設設備の資本的支出等がある場合は、その所有権は甲に帰属する。

(事業計画書等の提出等)

第15条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 収支計画
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画（改修計画）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲

乙協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第16条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後、甲の指定する日まで（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から30日以内）に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における駐輪場の利用状況、駐輪場の利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第17条 甲は、前条の規定により乙が提出した事業報告書により乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地について調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてそれに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第18条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が仕様書の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第19条 乙は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、駐車場条例第9条の規定により甲に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の名称及び所在地
- (3) 法人の代表者
- (4) 登記事項証明書

(評価の実施)

第20条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会への出席
 - (3) 評価の実施に必要な資料の作成
 - (4) 評価の実施時における説明
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定管理料)

第21条 甲は、駐輪場の管理業務に係る経費（以下「指定管理料という。」）を、乙に対して支払う。

- 2 指定管理料の額は、各年度の市歳出予算の範囲内とする。
- 3 甲が乙に対して支払う協定期間中の初年度及び次年度以降の債務負担行為に係る指定管理料の総額は、11,492,206円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,044,746円）を上限とし、各年度の指定管理料は、別途年度協定で定めるものとする。なお、各年度における指定管理料の上限額は、次のとおりとする。

年 度	指定管理料（税込）
令和5年度	4,565,799円
令和6年度	0円
令和7年度	3,495,218円
令和8年度	3,431,189円
合 計	11,492,206円

- 4 甲は、第27条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は駐車場条例第19条の規定により乙が駐輪場の施設、附属施設等を破損し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えた場合、業務が仕様書の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができるものとする。
- 5 年度協定で定めた指定管理料の額は、施設の運営によって過不足を生じた場合であっても、原則として変更しないものとする。ただし、指定管理料の額を変更すべきやむを得ない特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、指定管理料の額を変更することができるものとする。

(指定管理料の支払)

第22条 前条の指定管理料について、甲は、乙からの書面による請求により支払うものとする。この指定管理料の各年度の支払金額及び支払時期は年度協定で別に定めるものとする。

(収益金の還元)

第23条 乙は、各事業年度中において、その収入である指定管理料、利用料金、事業収入等の合計額が、指定管理業務の実施に要する費用の合計額を超えた場合においては、公募時に提案があった当該超過額の100分の50に相当する額を納付金として支払うものとする。納付方

法等の詳細は、別途年度協定で定めるものとする。

(利用料金)

第24条 乙は、駐輪場の利用者から、所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。利用料金の収納に関する業務については、その全てを乙の責任で行い、利用料金の未収納について、甲はその責任を負担しない。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。

3 甲は、随時、自らの費用により、利用料金の出納状況について、乙に対し監査を実施できる。

4 近隣の同種施設の新設、市民の利用動向の変化等により事業の安定性・継続性に影響が出る恐れのあるときは、乙は甲の承認を得た上で利用料金を変更することができる。

(未収利用料金)

第25条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

(リスクの分担)

第26条 駐輪場の管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定書に定めるもののほか、別紙「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第27条 乙は、駐輪場の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、同項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(不可抗力発生時の対応)

第28条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用負担等)

第29条 乙は、不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の

判定、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による業務実施の免除)

第30条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

(指定の取消し等)

第31条 甲は、乙が第18条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第32条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第33条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、甲及び乙がやむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項の規定による指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲乙協議により決定するものとする。

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき又は駐車場条例第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品の扱い)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき又は駐車場条例第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、第11条に定める備品については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐも

のとする。

- (2) 第13条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

(自主事業)

第36条 乙は、業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用負担において自主事業を実施することができるものとする。

- 2 自主事業の実施に際しては、乙は、事業計画書等にあらかじめ記載し、甲に承認されたものについてのみ実施することができるものとする。
- 3 自主事業から得られた収入は、乙の収入とする。
- 4 乙は、「箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場及び仮設駐輪場を一体的に運営する事業者の募集要項」の「第3 自主事業の提案」に記載する目的外自主事業の実施にあたっては、箕面市行政財産使用料条例（昭和42年条例第5号）及び箕面市公有財産規則（昭和60年規則第3号）に基づく使用許可を受け、行政財産使用料を納付するものとする。

(施設維持管理・施設運営業務に伴う近隣対策)

第37条 乙は、施設維持管理業務及び施設運営業務を遂行するにあたって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。甲は、必要と認める場合には、かかる近隣対策の実施について、乙に対し協力をするものとする。

- 2 前項の近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとする。
- 3 乙は、自らの責任及び費用負担において、近隣対策を行うものとする。
- 4 乙は甲の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。

(暴力団の排除)

第38条 乙は、箕面市暴力団排除条例（平成26年10月3日条例第44号）第5条第2項に基づき、暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(権利、義務の譲渡の禁止)

第39条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(協定の変更)

第40条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第41条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたとき、若しくはこの協定書締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第42条 この協定は、箕面市議会で、箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場に係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生じるものとする。

(裁判管轄)

第43条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年11月17日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上島一彦 印

乙 東京都中央区日本橋小網町7番2号

サイカパーキング株式会社

代表取締役 森井清 印

リスク分担保表					
分類	項目	注 釈	指定管理者	市	協議事項
法令改正	法令改正等に伴う施設改修等の必要の発生	各種税法を除きます			○
物価変動	指定管理開始後のインフレ又はデフレ		○		
運営費の膨張	人件費等を原因とする運営費の膨張		○		
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況の発生		○		
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○		
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○		
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	不可抗力によるものを含む			○
	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○		
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）※		○	○	
	施設の大規模（建物構造に係る箇所）な改修・修理	指定管理者の故意又は過失によるものを除く 指定管理者が一定の保険に加入するものとする			○
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備に伴う使用者及び利用者への損害		○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備に伴う使用者及び利用者への損害				○
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備に伴う臨時休業等の運営リスク		○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休業等の運営リスク				○
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延			○	
運営リスク	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○		
	不可抗力による事業の中止・遅延（原則として、休業補償は行いません。）				○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○		
	必要な資金の確保		○		
	金利の変更		○		
その他	管理業務開始前の準備行為及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○		

※ 点検や誘導その他により未然に防げた場合は指定管理者が、それ以外は市がそのリスクを負う。

箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館の管理に係る協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と箕面市立箕面文化・交流センター北館（以下「北館」という。）及び箕面市立箕面文化・交流センター南館（以下「南館」という。）の指定管理者である箕面都市開発株式会社（以下「乙」という。）は、北館、南館の管理運営等に関し、箕面市立箕面文化・交流センター条例（平成17年箕面市条例第34号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成17年箕面市教育委員会規則第25号）に定めるもののほか、北館、南館の管理の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、北館、南館が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行う北館、南館の名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

(1) 名 称：箕面市立箕面文化・交流センター北館

所 在 地：箕面市箕面二丁目12番28号

構 造：鉄骨造2階建

面 積：敷地面積：983㎡、延床面積：582㎡

施設内容：会議室（4室）、和室、事務所1、事務所2、給湯室、清掃員控室、倉庫、行政史料室、子ども活動支援拠点、駐車場ほか

【附属施設】

名 称：箕面市立箕面文化・交流センター野外ステージ

所 在 地：箕面市箕面一丁目1番1号

面 積：136㎡

(2) 名 称：箕面市立箕面文化・交流センター南館

所 在 地：箕面市箕面五丁目10番23号

構 造：鉄筋コンクリート造平屋建一部2階建

面 積：敷地面積 1,918㎡、延床面積 926㎡

施設内容：会議室、多目的室（2室）、大会議室、事務所、印刷室、給湯室、
清掃員控室、倉庫、地域福祉活動拠点、広場ほか

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、センターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）条例第2条及び第4条第2項に規定する業務

（2）甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務

（3）災害時の対応に関する業務

（4）条例第4条第2項第4号の規定に基づく利用料金の相互収納に関する業務

（5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館指定管理者業務水準書（以下「業務水準書」という。）に定める事項を遵守するものとする。

3 第2条で規定した施設のうち、北館にあつては、子ども活動支援拠点、事務所1、行政史料室、南館にあつては、地域福祉活動拠点の清掃等維持管理業務の範囲や経費負担等については、甲乙協議の上決定するものとする。

(特別提案の取扱い)

第5条 乙から提出された令和5年(2023年)9月7日付「箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館指定管理者申込書」に記載された特別提案については、次の各号に掲げる内容についてこれを採用する。

- (1) 北館有料駐車場の運用
 - (2) 北館2階の事務所1の賃借(月額12万円(消費税及び地方消費税を含む。))
 - (3) 南館広場のグランドゴルフ場としての活用
 - (4) 南館倉庫をミーティングルームとして活用し、利用料金の全額を市へ納付(消費税及び地方消費税を除く。)
 - (5) みのおFMまちそだて株式会社及び箕面市観光協会と連携した、映像による箕面市の観光紹介
- 2 前項の特別提案については甲乙協議の上、実施時期等を別に定める。
- 3 第1項各号の提案の実施に要する費用は、乙の負担とする。

(自主事業)

第6条 乙は、北館、南館の設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業にかかる経費については、乙の負担とする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第7条 乙は、関係法令等のほか、第19条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第8条 乙は、業務を行うにあたり、必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第9条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を

連絡しなければならない。なお、箕面市地域防災計画に定めるところにより箕面市が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、災害等の緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、本業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 大規模な災害時に、箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、北館、南館の管理等を行わなければならない。

（公益通報等の取扱い）

第10条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口で公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

（情報公開、文書の管理等）

第11条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に北館、南館の管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めることができる。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぎ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、条例第19条の規定のほか、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

(人権研修の実施)

第13条 乙は、本業務の従事者が、人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(備品等の貸与)

第14条 甲は、募集要項と同時に配布した箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館資料集備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。
2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第15条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。
2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等については業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品の購入等)

第16条 乙は、第14条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要とする備品を第24条に規定する指定管理料をもって購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
2 前項により購入した備品は、業務実施期間中は乙に帰属するものとし、第14条第1項の貸与備品とは別にこれを管理するものとする。

(施設、設備の改修等)

第17条 乙は、年度毎に作成する、施設、附属施設、備品等の維持管理計画に、改修等に関する項目を記載し、甲の承認を受けるものとする。
2 施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。

- 3 前項の協議の結果、施設、設備の改修等を甲が承認した場合、1件あたり10万円（消費税及び地方消費税を除く。）以下の改修等については第18条に規定する負担上限額（以下「負担上限額」という。）の範囲内で、乙が行うこととし、負担上限額を超える場合は、甲が改修等を行うものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、負担上限額の範囲外で乙の負担により改修等を行わなければならない。
- 4 行政史料室、事務所1、子ども活動支援拠点、地域福祉活動拠点の改修等については、甲が別途定めるものとする。
- 5 施設、設備の改修等に関して定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額）

第18条 指定期間において、乙が負担する備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額（消費税及び地方消費税を除く。）は、次表のとおりとする。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
745,454円	1,127,273円	1,127,273円	3,000,000円

- 2 指定期間の第2年度以降の一の年度における負担上限額は、前年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が負担上限額に達していない場合、その差額を当該年度の負担上限額に加えた額とする。
- 3 前各項の規定に関わらず、一の年度において、備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額を超える場合は、甲乙協議の上、当該費用の合計額の範囲内で負担上限額を見直すことができる。なお、当該年度の負担上限額を見直した場合の次年度の負担上限額は、当該費用の合計額と見直し前の負担上限額との差額を第1項の額から差し引いた金額とする。
- 4 指定期間の最終年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額に達しない場合は、当該差額の取扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる事項を記載した計画書等（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修等計画）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

第20条 乙は、業務を実施するにあたっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後2か月（指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における北館、南館の管理運営業務の実施状況、利用状況、収支決算等乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、甲へ提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第21条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務又は経理の状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第22条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第7条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の定款その他これに類する書類の記載事項
- (2) 法人の役員
- (3) 法人の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第23条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第24条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

業務実施期間	指定管理料(税抜金額)
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	34,776,803円
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	46,759,891円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	42,001,251円
合計	123,537,945円

2 甲は、第29条第1項の規定により、乙が乙の責に帰すべき事由により利用者若しくは利用者その他の第三者に損害を与えたとき又は条例第22条の規定により、乙が北館、南館の施設、附属施設等を破損し、滅失したときは、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払)

第25条 甲は、指定管理料について、次表の各年度各月支払額(税抜金額)に業務実施期間における消費税及び地方消費税(1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。)を加えた額を、乙の請求により、前金払いで支払うものとする。

支払月	令和6年度支払額 (税抜金額)	令和7年度支払額 (税抜金額)	令和8年度支払額 (税抜金額)
4月	8,694,803円	11,692,891円	10,501,251円
7月	8,694,000円	11,689,000円	10,500,000円
10月	8,694,000円	11,689,000円	10,500,000円
1月	8,694,000円	11,689,000円	10,500,000円
合計	34,776,803円	46,759,891円	42,001,251円

2 前条第2項の規定により減額する場合、第33条の規定により業務の一部を免除した場合又はその他指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(利用料金)

第26条 甲は、北館、南館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を乙の収入として收受させるものとする。ただし、第5条第1項第4号に規定する南館のミーティングルームにかかる利用料金については消費税及び地方消費税を除いた額を各年度末に甲へ納付するものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第27条 北館、南館の管理に伴うリスク(予測できない危険及び責任の負担をいう。)の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第28条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、条例第8条の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(第三者の損害の負担)

第29条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他の第三者へ損害を与えたとき、北館、南館の施設、附属設備等を破損又は滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、利用者その他の第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決にあたらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者その他の第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害は、乙の負担とする。

5 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた費用等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

6 甲及び乙は、甲乙いずれの責めにも帰すべき事由がない利用者その他の第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(賠償責任保険の加入)

第30条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、施設、附属設備等及び利用者その他の第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第31条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第32条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定の取消し等

(指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第34条 乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に対して法第244条の2第10項の規定により改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、指定管理業務の継続の可否について、甲乙協議するものとする。

(指定の取消し等)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が第19条の規定による事業計画書等、第20条の規定による業務報告書等を提出せず、第21条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又

- は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に基づく甲の指示に従わないとき。
 - (3) 乙が前条第2項の規定による改善等を期間内に行うことができなかつたとき。
 - (4) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。
 - (5) 乙が次のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
 - ウ 箕面市から入札参加停止措置を受けている法人等
 - エ 法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
 - キ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等
 - (6) 乙の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
 - (7) 乙が、組織的な違法行為を行った場合など、乙に指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
 - (8) その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でない認められるとき。

（委託料の返還）

第36条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第37条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定の取消しの取扱い)

第38条 第35条及び第37条の規定により指定期間満了前に指定の取消しがあった場合においては、第25条の規定にかかわらず、甲は、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(業務の引継ぎ)

第39条 乙は、乙の費用負担において、指定期間開始前に、甲及び現指定管理者より業務の引継ぎ等を受けなければならない。

2 乙は、指定期間が満了したとき、条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき又は甲が必要であると認めたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めた事務及び利用料金にかかる預かり金等を引き継がなければならない。

(原状復帰義務)

第40条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第8条の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として北館、南館を原状に復帰し、甲に対して明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は北館、南館の原状復帰を行わずに、甲が定める状態で甲に対して明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第41条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第8条の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 第14条第1項に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。
- (2) 第16条に定める備品については、原則として、甲又は甲が指定する者に対して譲渡し、引継ぎを行うこととし、その他の備品等については、甲乙協議の上、乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。

第10章 その他

(権利及び義務の譲渡等の禁止)

第42条 乙は、権利及び義務を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第43条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容に対する苦情等については、乙が処理対応を行う。また、必要な場合は、甲への連絡及び報告を行い、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用の許可等の処分に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第44条 乙は、条例第13条第3号及び第17条第3号に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第45条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第46条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第47条 この協定書は、箕面市議会において、北館、南館に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

(裁判管轄)

第48条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年(2023年)11月10日


甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市教育委員会

教育長 藤 迫 稔 

乙 箕面市箕面六丁目3番1号

箕面都市開発株式会社

代表取締役社長 梅 原 悦 二 

【別紙1】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従業員は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従業員は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙及び従業員が指定管理業務を行う際の個人情報の取扱いについては、甲が講ずる安全管理措置を準用することとし、死者に関する情報の取扱いについては、甲に準じた対応を行うこと。
- 6 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22条）その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

【別紙2】

リスク分担区分表

項目		指定管理者	委員会	
応募費用		○		
議会の議決が得られない場合に、それまでに要した費用や発生する損害		互いに自己負担		
業務開始前後の引き継ぎに関する実費費用		○		
事業の運営資金		○		
事業収益の悪化	計画の見込み違い、運営費の膨張等指定管理者の責めに帰すべきもの	○		
	利用料金等各種債権の未収によるもの	○		
	物価・金利・需要の変動や公共料金の値上げ等社会経済動向に関連するもの	○		
法令や条例等の変更	消費税率変更に伴う指定管理料転嫁額		○	
	計画時の経費で対応可能なもの	○		
	上記で対応不可能なもの	施設・設備自体の改修が必要なもの		○
		その他	協議事項	
施設・設備・管理物品の損傷	管理瑕疵がある等指定管理者の責めに帰すべきもの	○		
	自主事業や特別提案により導入したもの	○		
	自然災害や経年劣化等その他事情によるもの	計画時の経費で対応可能なもの	○	
		上記で対応不可能なもの	協議事項	

項目			指定管理者	委員会	
事業の 遅延・ 中止・ 停止	委員会または市の事情によるもの			○	
	指定管理者の事情によるもの	管理運営瑕疵がある等指定管理者の責めに帰すべきもの	○		
		指定取消等の処分による損害費用の負担	○		
	自然災害等その他の事情によるもの	臨時閉館等一定期間の事業延期・中止	応急対応	○	
			損害費用の負担	協議事項	
		施設半壊等復旧の見込みがたたない期間の事業中止	応急対応	○	
			今後の方針の決定	協議事項	
損害 賠償	施設自体の瑕疵によるもの			○	
	管理運営の瑕疵によるもの		○		
	自然災害等その他の事情によるもの		協議事項		
	損害発生時の応急対応		○		
周辺地域、利用者対応	クレームや要望	管理運営方法等に起因するもの		○	
		自然災害等その他の事情によるもの	初期対応	○	
			上記で対応不能なもの	協議事項	
	事故、事件発生時の対応		○		
	業務上知り得た情報や個人情報の漏えいによる事後措置		○		